

## 報酬及び役員報酬支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会（以下「法人」という。）が採用する非常勤の医師、理学療法士、選任委員会等の報酬及び法人の理事長の報酬並びに理事、評議員が会議等に参加した場合の役員報酬の支給について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 非常勤の医師、理学療法士等を採用する場合は、辞令を交付することとし報酬額については、次のとおりとする。

(1) 医師 1時間あたり 10.000円

(2) 理学療法士 1時間あたり 3.500円

2 理事長の報酬は、月額 800.000円とする。

3 評議員選任及び解任委員会への報酬額は、開催毎に 10.000円を支給する。

### (役員報酬)

第3条 法人の理事・評議員・監事に対し、法人が開催する理事会・評議員会監事会に参加した者に役員報酬を支給する。

2 役員報酬額は、次のとおりとする。但し、交通費は支給しないものとする。

(1) 理事会・評議員会に参加したとき 日当 10.000円

(2) 監事が監査のため参加したとき 日当 15.000円

附則 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この規程の一部規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程の一部規程は、平成23年9月1日から施行する。

附則 この規定の一部規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程の一部規程は、平成28年12月1日から施行する。

附則 この規程の一部規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この規程の一部規程は、平成29年6月6日から施行する。